

令和3年3月農業委員会定例総会議事録

- 1 開催日時
令和3年3月26日（金）
開会 午後1時30分
閉会 午後2時00分
- 2 開催場所
尾張旭市役所 講堂2（南庁舎3階）
- 3 出席委員
農業委員11名
- 4 欠席委員
なし
- 5 傍聴者
なし
- 6 出席した事務局職員
事務局長、事務局次長、事務局補佐、主事
- 7 議題等
第6号議案 農地法第3条の許可申請について
報告事項3 農地法第4条及び第5条の規定による届出の専決について
- 8 会議の要旨

会 長	<p>本日はご多忙のところお集まりいただきまして、ありがとうございます。</p> <p>それでは、ただいまの出席委員は、11名です。</p> <p>定足数に達しておりますので、これより3月の農業委員会総会を開催します。</p> <p>これより議事に入ります。</p> <p>総会規則により議事録を作成するため、議事録署名者を指名させていただきますが、ご異議ございませんか。</p>
委 員	【異議なしの声】
会 長	<p>異議もないようですので、次の委員を指名させていただきます。</p> <p>議事録署名者は、森下幸夫委員、若杉満委員にお願いをいたします。</p> <p>本日の付議事件としては、第6号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」が3件でございますのでよろしく申し上げます。</p> <p>それでは早速ですが、第6号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局 補佐	<p>それでは、第6号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」説明をします。</p>

事務局 補佐	<p>この議案は、農地法第3条の規定による許可申請について、農業委員会の許可を受ける必要があるものでございます。申請内容につきましては、別紙調書のとおりでございます。なお、申請が3件ございますが、それぞれ関連がございますので、一括で審議をお願いします。</p> <p>【番号1 番号2 番号3 調書を説明】</p> <p>調書の説明は、以上でございます。</p> <p>農地法に関する許可基準からみた意見につきましては、調査された委員の方から説明をよろしくをお願いします。</p>
会 長	<p>それでは、調査されました委員の方から調査報告をお願いします。</p>
森下幸夫 委 員	<p>3月19日に、水野政起委員と現地を調査しました。</p> <p>本申請は、番号3の農地の取得にあたり、同時申請により番号1、2について使用貸借による権利を設定するものでございます。本市の下限面積は20アールでございますが、番号1、2、3の申請により、世帯耕作地を含めて20アールをクリアできます。</p> <p>番号1、2については、従来から相続により取得した姉弟の農地を隣接する自己所有の農地とともに、申請者が耕作しているもので、番号1は水田利用、番号2は畑地利用で、主にホオズキを栽培して農協へ出荷しています。番号3については、所有者が遠隔地で個人事業主のため、次第に耕作が困難となったことから売却を考えていたところ、本申請に至ったものでございます。</p> <p>申請者世帯は、皆さんご存じのとおり農協にサトイモ、ハウレンソウ等の野菜を出荷しており、トラクター1台、耕運機2台、田植え機1台、コンバイン1台、一条刈りバインダー1台等の大農機具を所有していることから、労働力も十分であり、本申請により今後の夏用野菜のウエイトも上がるものと思われます。</p> <p>以上から、許可基準を満たしているものと判断し、調査員としては許可相当と考えます。よろしくご審議をお願いします。</p>
会 長	<p>説明が終わりましたので、何か質問はございませんか。</p> <p>【質疑応答】</p>
会 長	<p>質問もないようですので、第6号議案「農地法第3条の許可申請について」番号1、番号2、番号3に賛成のかたは挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>【挙手全員】</p>
会 長	<p>挙手全員により、第6号議案について許可することに決定しました。</p>

会 長	<p>これをもちまして本日の付議事件は終了しました。 次に報告事項に移ります。事務局より報告をお願いします。</p>
事務局 補佐	<p>それでは、報告事項3「農地法第4条及び第5条による届出の専決について」説明させていただきます。</p> <p>1としまして、農地法第4条による届出が、1件で304平方メートル、概要としては、狩宿町地内で、集合住宅1件です。</p> <p>2としまして、農地法第5条による届出が、13件で7,295.73平方メートル、主な概要は、向町地内ほかで、一般個人住宅6件、露天駐車場4件、集合住宅1件、保育施設1件、商業サービス1件です。</p> <p>これらの届出については、市街化区域内の農地の転用につき、既に事務局において審査し、受理していることを報告します。説明は、以上です。</p>
会 長	<p>報告が終わりましたので、何か質問はございませんか。 【質疑応答】</p>
会 長	<p>質問もないようですので、本日の議事はこれをもちまして終了いたしました。 その他事務局より、委員の皆さんにお知らせなどがありますか。</p>
事務局	<p>3点ございます。</p> <p>1点目は、押印の廃止に伴う、規則の一部改正についてです。令和3年4月1日より、行政手続等における押印が廃止されることに伴い、本市農業委員会としましても押印を廃止するため、「尾張旭市農業委員会総会規則」の一部改正を行います。内容としましては、尾張旭市農業委員会総会規則第21条第2項に規定されている議事録について、署名・押印を改め、署名のみとするものでございます。ですので、今後の議事録作成にあたっては、議事録署名人の署名のみとしますので、ご承知おきください。また、愛知県では、県へ提出する農地法の許認可等に関する書類については、既に押印廃止としていることから、市農業委員会へ提出する届出書や諸証明等の書類についても、押印の必要性がないものについては、4月1日より押印省略としても差し支えないものとして取扱わせていただきますので、併せてご承知おきください。</p> <p>2点目は、行政組織の変更に伴う、規程の一部改正についてです。これまで、農業委員会事務局職員は産業課農政係の職員が兼務しておりましたが、令和3年4月1日より、産業課農政係が産業課農業支援室農業支援係へ組織変更されることに伴いまして、尾張旭市農業委員会事務局規程の一部改正を行い、事務局次長は、「産業課長又は産業課主幹のいずれか」から「産業課農業支援室長」へ、その他</p>

	<p>事務局職員は、「産業課職員」から「産業課農業支援室職員」へ変更させていただきますので、ご承知おきください。</p> <p>3点目は、お手元にお配りしました「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）」と「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）」についてです。これは、昨年度の活動が計画に対して達成できたかどうかの評価案と今年度の活動目標と計画案を作成し、ホームページに30日以上掲載し意見を求め、意見等があれば修正し、正式に当委員会の点検・評価及び活動計画として定め、6月末までに県を通じて東海農政局に報告するものです。内容をご確認いただき意見や修正があれば次回の定例会までに事務局へご連絡ください。お知らせは以上です。</p>
会 長	<p>それでは、以上をもちまして、本日の総会議事はすべて終了しました。</p> <p>次回農業委員会は4月27日(火)午後1時30分から講堂1にて開催を予定しております。</p> <p>これをもちまして本日の総会を閉会します。皆さまお疲れさまでございました。</p>